

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です

税・保険料などは納期限内に納付を



区では、夜間の電話催告や財産の搜索・差し押さえなどを実施し、滞納の解消に積極的に取り組んでいます。12月は東京都と連携して収納対策を集中的に実施し、安定した税収や公平性の確保をめざします。
【担当課】 収納対策課 ☎5654 - 8186

早めのご相談を

税や保険料などを納期限内に納付することが困難な方や、納期限内に納付できずに滞納となった方は、早めにご相談ください。事情をお伺いした上で、今後の納付計画のご相談をお受けします。平日の日中に相談に来られない方は、毎週水曜日(祝日を除く)午後7時30分までの夜間延長窓口や、毎月1回の日曜開庁日(午前9時～正午)、下記の休日納付相談をご利用ください。

休日納付相談

【日時】 12月8日(日)午前9時～午後4時30分
【会場】 葛飾区役所(立石5-13-1)
相談対象によって窓口が異なります。詳しくは右下の問い合わせをご覧ください。
【相談対象】 特別区民税・都民税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育園保育料

滞納していると

文書や電話により督促・催告をします。それでも滞納が続く場合、区は法律に基づき、滞納している方の財産を調査して、差し押さえなどの処分を行います。また、必要に応じて自宅への財産の搜索や勤務先への給与照会なども行います。平成30年度に滞納処分として銀行口座などの差し押さえを1,937件、差し押さえ財産の換価を3,072件、自宅などの搜索を11件、押収した物品などの公売を10件行いました。特別区民税・都民税を滞納していると、延滞金がかかります。また、国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料などの滞納でも差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

口座振替の手続きには「口座振替受付サービス」をご利用ください

区役所や区民事務所の窓口で口座名義人ご本人がキャッシュカードをお持ちになると、専用端末への暗証番号の入力で簡単に手続きができます。印鑑は不要です。

【利用できる税・保険料など】

- ▶ 特別区民税・都民税(普通徴収)
- ▶ 国民健康保険料(普通徴収)
- ▶ 介護保険料(普通徴収)
- ▶ 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- ▶ 保育園保育料
- ▶ 公立学童保育クラブ使用料



対象金融機関など、詳しくは区ホームページをご覧ください。収納対策課(☎5654-8186)へお問い合わせください。その他、口座振替依頼書で郵送での口座振替の申し込みもできます。

問い合わせ

- 特別区民税・都民税、軽自動車税
税務課(区役所3階321番) ☎5654-8280
- 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料
国保年金課(区役所3階315番) ☎5654-8213
- 介護保険料
介護保険課(区役所2階201番) ☎5654-8249
- 保育園保育料
保育課(区役所4階401番) ☎5654-8279
- 滞納処分案件など
収納対策課(区役所4階420番) ☎5654-8174

自転車盗難にご注意!

鍵掛けていますか?



区では、条例で自転車の鍵掛けを義務化しています。「自分の自転車は自分で守る」という防犯意識を持ち、自転車には必ず鍵を掛けて、盗まれないようにしましょう。

【担当課】 道路管理課交通安全対策担当 ☎5654-8386

平成30年の葛飾区内の自転車盗難件数 1,495件

平成29年と比較して390件減少したものの、23区内での自転車盗難件数はワースト7位、全刑法犯のうち自転車盗難が占める割合はワースト2位です。

全刑法犯のうち約4割が自転車盗難

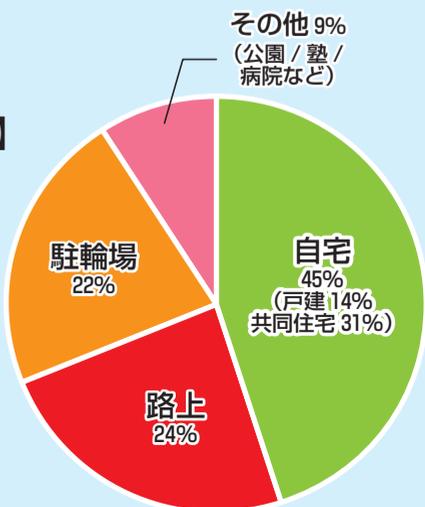


葛飾区の全刑法犯・自転車盗難件数の推移(葛飾・亀有警察署、警視庁統計資料)

葛飾区における自転車盗難(平成30年)

自宅(マンションなど含む)や大型商業施設などの駐輪場、駅周辺にある自転車は常に狙われています。また、盗難に遭った自転車の半数以上が無施錠でした。自転車から離れる時は**わずかな時間でも**必ず鍵を掛けましょう。

【発生場所】



盗難に遭わないために

- ▶ 防犯性能の高い錠を使用して防犯効果を高めましょう。
- ▶ 種類の違う錠を組み合わせ、ツーロック以上にすることが効果的です。開錠や切断に時間がかかるようにすると盗難防止に有効です。
- ▶ 必ず自転車防犯登録をしましょう。
- ▶ 管理人が常駐している、防犯カメラが設置されているなどの防犯対策がしっかりとられている駐輪場を利用するようにしましょう。さらに場内の構造物にロックすると防犯効果が高くなります。

もしも盗難に遭った場合はすぐに警察へ

▶ 亀有警察署 ☎3607-0110 ▶ 葛飾警察署 ☎3695-0110

盗難に遭った自転車が放置自転車として撤去されることが多くあります。盗難に遭った自転車でも、盗難届を提出する前に放置自転車として撤去された場合は、返還に3,000円の手数料が必要です。